

富山市マルチハビテーション推進事業補助金交付要綱

平成 26 年 10 月 1 日

都市整備部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、富山市マルチハビテーション推進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、民法（明治 29 年法律第 89 号）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 富山県外在住 富山県外に住所があることをいう。
- (2) 滞在 一定期間留まることをいう。
- (3) 所得税非課税世帯者 所得税を納付した者がいない世帯の世帯員又は、年間所得額が 38 万円を超える者がいない世帯の世帯員。

(補助対象の区域)

第 3 条 この要綱による補助事業の対象区域は制度要綱第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる区域とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は 1 件 1 住戸につき 25 万円とする。

- 2 補助申請者に富山市在住の 65 歳以上で、3 親等以内の親族がいる場合は、第 1 項に定める額に 10 万円を上乗せするものとする。
- 3 前項の補助金の交付は、原則として 1 人かつ 1 住戸につき 1 回限りとする。

(補助金の交付対象者)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、各要件を全て備える者とする。

- (1) 富山県外在住の個人で所得税非課税世帯者でない者
- (2) 自ら滞在するための一戸建て住宅を建設又は購入若しくは分譲共同住宅を購入し取得している者
- (3) 前項における住宅に滞在し 3 年間は賃貸・転売しない者

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、富山市マルチハビテーション推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 提出図書一覧表
- (2) 申請内訳書
- (3) 住民票の謄本
- (4) 所得税課税のわかる書類
- (5) 建物の売買契約書又は、工事請負契約書
- (6) 住宅の登記簿謄本
- (7) 建築基準法に基づく検査を受けたことのわかる書類
- (8) 補助金の上乗せを受けようとするものについては、該当要件のわかる書類
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める書類

2 前1項の申請は、住宅の取得に関する登記の1年以内に行うものとする。

3 前1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 当該住宅が建築基準法、都市計画法、その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不適當であると認められる者

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、補助申請者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市マルチハビテーション推進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する通知の後、補助申請者から提出される富山市マルチハビテーション推進事業補助金請求書(様式第3号)に基づき、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取り消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助申請者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。